

公立大学法人京都市立芸術大学の会計監査業務に関する業務仕様書（案）

1 名 称

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の会計監査業務

2 監査対象機関及び所在地

機関名 公立大学法人京都市立芸術大学

所在地 京都市下京区下之町 5 7－1

3 業務の内容

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施及び会計監査報告の作成、並びに同法第 3 4 条第 2 項の規定に準ずる会計監査報告の提出

<具体的内容>

選任された会計監査人は、法の規定による法人の会計監査人として、以下の業務を担当する。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して、法令等の規定に基づき行う監査業務
 - ・ 監査計画の策定
 - ・ 期中監査
 - ・ 期末監査
 - ・ 会計監査報告の作成
- (2) 法人及び監事との連携業務
 - ・ 監査計画についての報告・意見交換
 - ・ 監査についての報告・意見交換
 - ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 法人会計についての質問・相談対応業務

※ 再任された場合は、次年度以降（令和 9 事業年度・令和 1 0 事業年度）の監査に当たっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。